

御殿場市公共建築物等の木材利用推進プラン

1 目的

本推進プランは、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき静岡県が定めた「ふじのくに公共建築物等木使い推進プラン」（平成23年3月23日策定）に即して、法第9条第2項各号に掲げる必要な事項を定め、市が整備する公共建築物等において積極的な木材使用を推進し、市民への快適な公共空間を提供するとともに、循環型社会の形成、地球温暖化の防止、林業・木材産業の振興及び森林整備の推進に資することを目的とする。

2 基本的事項

(1) 対象

市が整備する公共建築物、市が施工する土木工事及び市が調達する物品

(2) 目標

関係各課においては、本プランの対象外と判断される場合を除き、工事設計及び物品調達等の計画段階で、検討内容についての確認を担当課で行うこととする。

ア 公共建築物の場合は、木材の利用促進を図るため、建築基準法その他の法令の制約を受ける場合を除き、木造化又は木質化の推進に努めること。なお、木造と非木造の混構造も含めた採用も検討すること。

イ 土木工事の場合は、関係法令、構造、設置場所、コスト、緊急性等の制約を受ける場合を除き、設計図書に木材使用を明記すること等により、木材の使用に努めること。

ウ ア、イ以外の場合においても、既設公共建築物の内装、工作物の設置、物品の調達等について、可能な限り木材製品の利用に努めること。なお、物品の調達等の場合は、御殿場市グリーン購入基本方針に基づく環境配慮型の物品を参考にし、調達すること。

エ 木材の総合的な利用推進を考慮して、木質バイオマス燃料を利用できる暖房器具やボイラー等の機器の導入に努めること。

3 木材利用の推進に際して配慮すべき事項

(1) 使用する木材

本推進プランに基づき使用する木材は、可能な限り地元産のものとする。使用木材の優先順位は次のとおりとし、関係法令、規格、調達の難易度、コスト等の制約を考慮し

て決定する。

(優先順位)

①御殿場市産材 ②静岡県産材 ③国産材

(2) コスト面で考慮すべき事項

公共建築物等の部材の点検、補修、交換等が容易な構造設計にする等の設計上の工夫による維持管理コストの低減や、計画・設計の段階から建設コストに維持管理・解体・廃棄等のライフサイクルコスト等を加えて総合的に判断する。

(3) 推進体制

本推進プランに沿った取り組みを推進するため、別紙のとおり、関係部局による連絡会議を置くものとする。

(4) 地元産材の安定供給

市は、地元産の木材の供給体制を確保するため、地元の林業事業者、木材生産業者、森林組合等との連携を図るとともに、供給体制の強化のための支援を行う。